

中津川市に対し訴訟が提起されました

市内在住者が中津川市を相手取り、中津川市消防団に出動手当過払い金の返還請求を求める訴訟を提起しましたので、お知らせします。

■訴訟を提起した日 令和 7 年 4 月 25 日

■訴状を受理した日 令和 7 年 6 月 20 日

■訴訟を提起した者 市内在住者

■訴訟の相手方 中津川市長

■請求の趣旨

1. 被告は、中津川消防団員に出動手当過払い金 462 万 4 千円の返還請求をせよ。
2. 訴訟費用は、被告の負担とする。

■概要

- ・原告は、令和 7 年 2 月 6 日、中津川市監査委員に、令和 5 年度に支払われた「出動・訓練・警戒」の手当について、条例に基づかない支払いの返還を求める住民監査請求を行なった。
- ・中津川市監査委員は、同年 3 月 31 日付けの書面で、原告に対し「消防団の業務を逸脱した支払いがあったとは認められない。」と請求を棄却した。
- ・原告は、業務を逸脱したかではなく、それが手当の対象になるのかどうかの判断を望んでいたため、監査結果に不服があるとして住民訴訟を提起した。

お問い合わせ先

消防本部 警防課 担当者：栗本
電話：0573-66-1194（内線 558）